

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第四号中「第九十条において準用する条例第二十七条第二項」を「第八十九条の二第二項」に改める。

第四十条第二項第五号中「第二十七条第二項」を「第八十九条の二第二項」に改める。
第四十二条中「から第四号までの規定中」を「及び第三号中」に改め、「第九十九条」との下に、「同項第四号中「第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十九条において準用する第八十九条の二第二項」と」を加える。

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

(従業者)

第六十七条 条例第七十六条第三項第二号イの規則で定める数は、利用者の数及び介護予防サービスの利用者（条例第七十六条第三項第一号に規定する介護予防サービスの利用者をいう。）の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一を加えて得た数とする。

第六十八条 削除

第七十五条第二項第八号及び第七十七条第二項第十号を削る。

第七十八条中「第六十八条」を削る。

第八十条の見出し中「確保」の下に「並びに必要な知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんくわん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 介護予防訪問介護(第五条―第二十三条)」を「第二章 削除」に、「第二十四条」を「第九条」に、「第七章 介護予防通所介護(第三十四条―第三十九条)」を「第七章 削除」に、「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第三条第一項中「第九条(条例第三十一条、条例第四十条、)」を「第三十五条の二(」に改め、「、条例第八十四条、条例第九十一条」を削る。

第四条中「第十三条(条例第三十一条、条例第四十条、)」を「第三十五条の六(」に改め、「、条例第八十四条、条例第九十一条」を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 削除

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

第九条から第二十三条までを削り、第三章中第二十四条の前に次の十五条を加える。

(要介護認定の申請に係る援助)

第九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定を受けていない者から指定介護予防訪問入浴介護の提供の申込みを受けた場合には、当該利用申込者に係る要支援認定の申請が行われているかどうかを確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、当該利用者の要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつ

ては、利用者に係るサービス担当者会議（条例第三十九条の二第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の開始に際し、利用申込者が法第五十三条第一項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十五条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(勤務体制の確保等)

第十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第二十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(地域との連携)

第二十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

第二十四条第二項第一号中「第四十条において準用する条例第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第二号中「第四十条において準用する条例第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第三号中「第四十条において準用する条例第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第十三条」を「第十七条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(管理者の責務)

第二十五条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者がこの章に規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業に関する準用)

第二十六条 第九条から第十一条まで、第十三条から第二十三条まで、第二十四条及び第二十五条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第三十九条」と読み替えるものとする。

第二十八条第二項第四号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第五号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第六号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第七号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(準用)

第二十九条 第九条、第十条、第十二条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十四条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項及び第二十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第十九条第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第五十五条」と読み替えるものとする。

第三十条第二項第二号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第三号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第五号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(準用)

第三十一条 第九条、第十条、第十二条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十四条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項及び第二十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等（条例第六十一条第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。）」と、第十九条第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第六十四条」と読み替えるものとする。

第三十二条第二項第一号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第二号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第四号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第三十三条を次のように改める。

(準用)

第三十三条 第九条、第十条、第十四条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十四条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項及び第二十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第十四条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十二条」と読み替えるものとする。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 削除

第三十四条から第三十八条までを次のように改める。

第三十四条から第三十八条まで 削除

第八章中第四十条の前に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定

介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第三号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第五号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第四十二条を次のように改める。

(準用)

第四十二条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第二十五条中「管理者」とあるのは「管理者（条例第九十五条第一項の規定により管理を代行する者を含む。）」と読み替えるものとする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第四十三条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四十五条第二項第二号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第四号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第六号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第四十六条を次のように改める。

(準用)

第四十六条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二

十三条まで、第二十五条及び第三十九条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第四十四条」を「第四十三条の二、第四十四条」に、「第三十四条」を「第三十九条」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十七条 第九条、第十条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条、第四十五条及び第四十七条から第五十条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百三十五条において準用する条例第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百十三条」とあるのは「条例第百三十五条」と、同項第三号中「条例第百九条第二項」とあるのは「条例第百三十五条において準用する条例第百九条第二項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十七条」と、第四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第五十八条第二項第二号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第四号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第六号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第五十九条を次のように改める。

（準用）

第五十九条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十九条、第四十条及び第四十四条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を

除く。)について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第四十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。第六十三条中「第三十四条」を「第三十九条」に改める。第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

(従業者)

第六十六条 条例第六十二条第一項第二号イの規則で定める員数は、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数とする。

2 条例第六十二条第三項第二号イの規則で定める数は、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

第六十七条 削除

第七十一条第二項第四号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第六号を削り、同項中第七号を第六号とし、同項第八号中「第十三条」を「第十七条」に改め、同号を同項第七号とする。

第七十二条を次のように改める。

(準用)

第七十二条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第四十三条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。)について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第七十六条第二項第四号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第八号中「第十三条」を「第十七条」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。第七十七条を次のように改める。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十七条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第四十三条の二及び第六十八条から第七十条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第八十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第二十一条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予

防サービス事業所」と、第六十九条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第八十条の見出し中「確保」の下に「並びに必要な知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第八十三条第二項第二号中「第十四条」を「第三十五条の七」に改め、同項第三号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第六号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

(準用)

第八十四条 第九条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条並びに第三十九条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に関する準用)

第八十五条 第九条から第十一条まで、第十三条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十条から第八十三条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第九十五条」とあるのは「条

例第二百零条」と、同項第五号中「第七十九条第二号」とあるのは「第八十五条において準用する第七十九条第二号」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

第八十七条第二項第三号中「第二十三条第二項」を「第三十九条の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条第二項」を「第三十九条の五第二項」に改め、同項第五号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第八十八条を次のように改める。

(準用)

第八十八条 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条第一項及び第二項、第八十条並びに第八十二条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第二項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第九十三条」とあるのは「条例第二百七条において準用する条例第九十三条」と、同条第二項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、第二条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下

「旧介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第三条から第二十三条までの規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第三条から第七条まで（第三十七条及び第三十九条において準用する場合に限る。）、第八条（第三十七条において準用する場合に限る。）、第九条（第三十七条及び第三十九条において準用する場合に限る。）、第十一条から第十三条まで（第三十七条及び第三十九条において準用する場合に限る。）、第十六条から第十九条まで（第三十七条及び第三十九条において準用する場合に限る。）、第二十二条、第三十四条から第三十九条まで及び第五十六条の規定は、なおその効力を有する。